

第二百六十六号議案

東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年十二月二日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例（令和七年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第二十二条第二項中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表」を「別表第一」に改める。

附 則

この条例は、令和八年三月一日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第九十二号）の施行による一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年以内閣府令第二十七号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。